

独立行政法人評価委員会第20回農業分科会

農林水産省生産局総務課庶務班

独立行政法人評価委員会第20回農業分科会

日時：平成18年2月16日（木）

会場：農林水産省共用会議室G・H

（日本郵政公社内）

時間：1：30～ 3：58

議事次第

1. 開会

2. 議事

第1部開会

（1）役員給与規程等の一部改正について

（2）中期目標、中期計画の変更について

農畜産業振興機構、農業者年金基金及び農林漁業信用基金の中期目標等
の変更について

水資源機構の中期計画の変更について

（3）短期借入金の借り換えについて

農畜産業振興機構

農林漁業信用基金

（4）農林漁業信用基金の長期借入金の認可申請について

休憩

第2部開会

（1）役員給与規程等の一部改正について

（2）農林水産消費技術センターの中期目標等の変更について

（3）次期中期目標、中期計画、業務方法書について

次期中期目標等の策定について

農林水産消費技術センター

肥飼料検査所

農薬検査所

種苗管理センター

家畜改良センター

(4) その他

今後の予定等について

3 . 閉 会

午後 1時30分 開会

松本分科会長 皆さん、こんにちは。年度末の大変お忙しい時期にご参集いただきまして、まことにありがとうございました。

定刻となりましたので、ただいまから、農林水産省独立行政法人評価委員会第20回農業分科会を開催いたします。

本日の議長を務めさせていただきます松本でございます。よろしくお願ひいたします。

委員、臨時委員及び専門委員の皆様方には、大変お忙しい中をご参集いただきまして、まことにありがとうございました。

さて、本日の会合でございますが、委員及び臨時委員の計12名のうち現在11名の方々にご出席いただいておりますので、農林水産省独立行政法人評価委員会令第6条第3項において、準用する同条第1項の過半数の出席要件を満たしておりますことから、成立していることを、まことに報告申し上げます。

それでは、事務局から議事の進め方と配付資料の確認について、ご説明をお願いいたします。

生産局総務課長 生産局総務課長の實重でございます。よろしくお願ひいたします。

本日の議事の進め方であります、今回は会場の広さの関係もございますので二部構成にさせていただいております。

まず、1部につきましては、農業者大学校、農業者年金基金、農林漁業信用基金、農畜産業振興機構、水資源機構、この5法人の議題をご審議いただきます。休憩を挟みまして第2部につきましては、農林水産消費技術センター、肥飼料検査所、農薬検査所、種苗管理センター、家畜改良センター、この5法人の議題をご審議いただくこととしたとしておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、お手元にお配りしております資料のご確認をお願いいたします。冒頭に議事次第、それから配布資料一覧があると思います。その後ろに資料1として農業分科会の委員名簿、それから第1部資料といたしまして、資料2-1から2-5、資料3-1から3-2、資料4-1から4-2、資料5、こういう形でセットしております。

次に、第2部の資料といたしまして、資料6-1から資料6-5、資料7-1から資料7-4、資料8-1から8-6、このようになっております。

本日は、事前に送付させていただいたものから差し替えあるいは追加になったものだけ卓上に配布させていただいております。早めにおいでいただいた委員におかれましては確認いただいているかと思いますが、差し替えなど資料一覧を配布してございますので、ごらんいただき

たいと思います。資料の方はこれからご覧になりながら不足などがございましたら、いつでも事務方にお申し出いただければ対処いたします。資料の方はよろしいでしょうか。よろしくお願ひいたします。

松本分科会長 ありがとうございます。それでは、本日、まず1つ目の議題に入りたいと思います。

1つ目の議題は、役員給与規程等の一部改正についてでございます。これにつきまして農林水産大臣から意見を求められておりますので、事務局から説明をお願いしたいと思います。

生産局総務課課長補佐 生産局総務課にあります二木と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、役員給与規程等につきましてでございますが、独立行政法人の通則法に基づきまして、各法人が定めておりまして、主務大臣に届け出るということになってございます。変更があった場合も同様で、この届け出があった場合に主務大臣は、これを評価委員会に通知して、評価委員会は主務大臣に意見を申し出ることができるということになっております。お手元の資料の一つとびますが、2-2をお開き願います。この資料の2-2から資料2-5にございますように4法人から役員給与規程等の改正について届け出がなされてございます。各資料のはじめに、農林水産大臣からの通知文の写しをつけておりますのでご確認ください。

次に、具体的な変更の内容でございますが、資料が戻りますが資料2-1をごらんいただきます。変更の背景ですが、国家公務員の給与につきましては、昨年の8月15日の人事院勧告を受けまして一般職の職員の給与に関する法律というのが改正されているところでございます。独立行政法人の役員の給与につきましては、この独立行政法人通則法の52条の第3項におきまして国家公務員の給与等を考慮して法人が定めるということになっております。この関係で12月1日付で役員給与規程の変更がなされたということで届け出が出されているということでございます。

2の主な改正点ですが、各法人が人事院勧告に沿った形で国との同様の措置をとったということでございますが、本年につきましては官民給与の逆格差を解消するということで俸給月額の0.3%の引き下げを行いまして、期末特別手当につきましては0.05カ月の引き上げを行っております。また(3)ですが、17年の4月から実施されるということを踏まえまして12月期の期末特別手当において所要の調整を行うことといたしまして、改正したいということでございます。

ここまでが各法人共通の部分で、次に資料2-5をお開き願います。農畜産業振興機構の役

員給与規程についてですが、今説明をいたしました人事院勧告に沿った給与改定以外に農畜産業振興機構では、特殊法人等改革の趣旨に沿いまして、本年度から人件費改革に取り組んでいるところでございます。資料につきましては2-5の21ページ、参考をお開き願います。「給与構造の見直しについて」ということでございますが、ここの上の枠のところにありますように農畜産業振興機構の給与水準につきましては、東京に勤務する国家公務員の給与水準を下回る水準を目指といたしまして「給与構造の見直し」を17年12月1日から実施しているところでございます。これに基づきまして役員の俸給月額について同日付けで1.4%引き下げを行いまして、17年4月からの人事院勧告に沿った0.3%とあわせまして12月からはおおむね1.7%の引き下げとなってございます。これに対応いたしまして、それぞれ役員退職手当支給規程につきましても所要の改正を行ったところでございます。

以上です。

松本分科会長 ありがとうございました。それでは、ただいまの役員給与規程等の一部改正について、委員の方からご意見、ご質問を頂戴したいと思います。どうぞ、ございませんか。

はい、どうぞ。夏目委員。

夏目委員 ただいまご説明ありましたように、農畜産業振興機構の給与構造の見直しが行われたのはとてもいいことだというふうに存じます。と申しますのは、農畜産業振興機構は給与の占める率、ラスパイレス指数がかなり高くて農林水産省所管の法人の中ではダントツに1位を占めているという状況がございましたので、これを機会になお一層給与の引き下げ、これは職員の意欲にもかかわるので一概に引き下げがいいとは申し上げられないわけですけれども、少なくとも対国のラスパイレス指数なり、対全法人ラスパイレスよりかけ離れた数字ではないような努力を引き続きしていただきたい。このように思っております。

松本分科会長 ありがとうございました。そのほかどうぞ、ございませんか。

それでは、ただいまこの趣旨にご賛同の意見もございまして、役員給与の規程等の一部改正については、当分科会といたしまして「異議なし」と、そういう意見によろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

松本分科会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、次の議題に入ります。次は、中期目標、中期計画等の変更についてでございます。

まず、農畜産業振興機構、農業者年金基金及び農林漁業信用基金の中期目標及び中期計画の変更について、文書課より説明をお願いいたしまして、その後、水資源機構の中期計画の変更について、農村振興局より説明をお願いします。

それでは、文書課よろしくお願ひいたします。

文書課課長補佐 官房文書課課長補佐の園田でございます。私の方から農畜産業振興機構、あと農業者年金基金、農林漁業信用基金の中期目標及び中期計画の変更につきまして、これは共通の趣旨で変更ということになりますので、私の方からご説明をさせていただきたいと思います。

これら3法人につきましては、通則法35条に基づく見直しというものはございませんでしたが、昨年の12月24日に閣議決定されました「行政改革の重要方針」における総人件費改革の実行計画、具体的には資料3-1でございますけれども、国家公務員の定員の純減目標として平成18年4月から5年間で5%以上の純減及び給与構造改革を実施するというふうになっておりまして、独立行政法人等につきましても国家公務員に準じた見直しを行うということが政府全体の決定とされたことでございます。

資料3-1に「中期目標、中期計画の人事費削減に係る部分について(メモ)」というもののがございます。ここにありますように中期目標、中期計画におきましては、本日はまだ関係省庁と調整中ということでございますので、具体的なものをお示しすることはできないのですが、このメモの上から2つ目のを見せていただきたいのですが、まず中期目標につきましては、「行政改革の重要方針」を踏まえ、今後5年間において国家公務員に準じた人事費削減の取り組みを行うという旨。また、給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める旨の記述をすること、このように考えているところでございます。

また、中期計画につきましても「行政改革の重要方針」を踏まえ、今後5年間において人事費について5%以上、この中で中期目標期間は19年度末までということになりますので、19年度末までに何パーセントの削減ということについて記述するということ。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める旨、記述していただくということにしたいと考えております。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明に対しまして、ご質問あるいはご意見をちょうだいしたいと思います。

(発言する者なし)

松本分科会長 よろしゅうございますか。

それでは、次は水資源機構の中期計画の変更について、農村振興局総務課長よりご説明をお願いいたします。

農村振興局総務課長 ご説明いたします。水資源機構につきましては、国土交通省が主管の法人でございまして、そのほかに農林水産省、厚生労働省、経済産業省の3省が共管となってございます。このため、財務及び会計等に関する事項の中期目標及び中期計画の変更につきましては、国土交通省の評価委員会に意見を聞くこととなってございまして、農林水産省評価委員会におきましては、農林水産省が主務となる業務の中期計画の変更についての意見を聞くこととなってございます。

現在、水資源機構におきましては、中期計画の具体的な記載内容を検討中とのことでございますので、本日の分科会におきましては中期計画の変更を予定している主な項目についてご説明させていただきます。

1点目の総人件費改革への取り組みでございますが、ただいまご説明いたしましたとおり、国土交通省の評価委員会に意見を聞く案件でございます。

2点目は「筑後川水系における水資源開発基本計画」、いわゆるフルプランの全部変更が決定したこと及び両筑平野用水二期事業の事業実施計画の認可が下りたことから、本事業を中期計画の事業の進捗を予定している事業として記載することでございます。

最後に、建設工事の実施などによりまして発生する建設副産物等のリサイクルに関しまして、国土交通省の「建設リサイクル推進計画」に準じて策定しておりました水資源機構の目標値が平成17年度となってございますために、平成18年度以降についての新たな目標値を策定することとございます。

これ以外にも何点か変更する項目がございますので、今後中期計画の記載内容がすべて整理された段階で皆様に変更案をお送りし、意見を聞くこととさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明に対しまして質問あるいはご意見を頂戴したいと思います。どうぞ。

(発言する者なし)

松本分科会長 ございませんか。ご意見あるいはご質問が特段ございませんので、今後の処理について私の方から説明させていただきます。

総人件費改革の取り組みを受けた中期目標、中期計画の具体的な記載内容につきましては、現在関係省庁と調整中でございますが、基本的にすべての法人において同様の記載ぶりになる

と思ひますので、今後の中期目標等の変更に必要な評価委員会への諮詢・答申等の手続きにつきましては、私に一任させていただきたいと思います。

また、水資源機構の中期計画の変更につきましては、今後、関係省庁との調整が終了し、内容が確定いたしましたら、その段階で郵送により諮詢・答申の手続きを進めさせていただけたまうと思います。

以上が私の説明でございますが、このような方法でよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

松本分科会長 ありがとうございます。それでは、中期目標、中期計画等の変更については、ただいまのような方法で進めさせていただきます。

それでは、次に3つ目の議題に入ります。短期借入金の借り換えについて、農畜産業振興機構及び農林漁業信用基金からご説明をお願いいたします。

農畜産業振興機構理事長 それでは、まず農畜産業振興機構の短期借入金2件ございます。資料4-1に沿ってご説明申し上げます。3ページをご覧いただきたいのでございますが、1件目は砂糖の価格調整に関する法律の運用に関するものでございまして、この法律で収入が、左の方の欄外にございますが、調整金、これは輸入糖の売買収入がございまして、毎月おおむね一定額が収納されます。上方のグラフの網かけのところでございますが、この収入に対して支出がございます。これは交付金でございますが、黒いところがてん菜、北海道でございます、さとうきびは白いところでございますが、沖縄・鹿児島、このてん菜、さとうきびの生産者のための交付金というものを支出いたしております。

グラフをご覧いただきますと、砂糖年度というもの、これは10月からてん菜、さとうきびの収穫が始まりまして、10月から大体今ぐらいまでがてん菜・さとうきびからの砂糖製造の最盛期でございまして、年の前半に交付金の支出が非常にふえてまいりまして、この收支差の時間差を埋めるために下に折れ線で短期借入金残高とあります、短期借入が必要になってまいります。欄外の下にございますように、昨年は短期借入金の限度額900億円をお認めいただいておりますが、今年の3月末でおおむね696億円程度の短期借入を行う見込みでございます。

なお、下の方に文章がございますが、本年の通常国会において、砂糖の価格調整等に関する法律を改正いたしまして、調整金収支の均衡のために、交付対象数量に上限を設けることが予定されております。これは最近、北海道のてん菜がやや豊作で交付金の支出が多くなっておりますので、こういうような法律改正をし、数量に上限を設けて収支均衡させるということを予定いたしております。

次に5ページをご覧いただきますと、生糸の輸入に係る調整等に関するものでございますが、文章にございますように中国との二国間協定による国際約束に基づく生糸の輸入等、これは現在は制度はございません。過去にこういう輸入を行いまして、この輸入した生糸はすべて昨年まで売り渡しておりますが、この売買の差損等を短期借入金で賄っておりまして、下の方のグラフのところ、16年度短期借入金借換認可額は昨年度117億5,800万円をお認めいただきました。これは国から損失補填交付金などをいただいておりまして、右の上の四角にございますが、短期借入金の今年度減額が10億1,500万予定されておりまして、今年3月末に借り換えの見込み額、17年度、これが102億4,300万程度をお願いしたいと考えております。なお、短期借入金の限度額は下にございますように、151億円の枠をお認めいただいております。なお、右の方でございますが、18年度の予算案では国からの損失補填交付金の収入が、43億6,400万予算に計上されておりますので、18年度はこの分が減額される予定でございます。

以上でございます。

松本分科会長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問をちょうだいしたいと思います。どうぞ。

北海道のてん菜が近年非常に収量が増加してきたという背景は……。

農畜産業振興機構理事長 3点ございまして、1点は品種改良が進みまして新しい品種が導入されたということ、それから農家の方の営農努力。もう1つは天候が、特に夏場の天候が高温でかつ乾燥していることが望ましいのですが、数年前までは高温で雨が降りますと、褐斑病と黒根病による根腐れのような状況があったわけですが、それが起きなかつたという天候に恵まれたこと、したがってその3点ぐらいがあると思います。

松本分科会長 北海道のてん菜というのは100%砂糖で、飼料用のてん菜というのではないですか。

農畜産業振興機構理事長 それはあると思いますけれども、この交付金の制度の対象は砂糖です。

松本分科会長 もちろん、そうですね。

農畜産業振興機構理事長 はい、砂糖用、飼料用のてん菜もございますが、若干種類は違うボルシチですか西洋料理など、特にロシア料理などに使う野菜用のてん菜もあるようで、当然冷涼な地方の作物でございます。野菜などへの利用も我々もちょっと進めたいとは思ってるのでございますけれども。

松本分科会長 なるほどね、わかりました。

どうでしょうか、いいですか。

(発言する者なし)

松本分科会長 それでは、特段ご意見がございませんので、次に農林漁業信用基金よりお願ひしたいと思います。

農林漁業信用基金理事長 農林漁業信用基金の理事長の堤でございます。よろしくどうぞお願ひいたします。

引き続きまして、農林漁業信用基金の短期借入金の借換えについてご説明申し上げます。この案件につきましては現時点で借換え額は確定しておりません。したがいまして本日は事前にご説明をさせていただき、金額が確定した段階、すなわち3月の中旬ごろになるかと思われますが、その時点で主務大臣への認可申請を行いまして評価委員会のご意見をうかがうと、こういった手順で進めさせていただきたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

お手元の資料4-2、この1ページをお願いいたします。漁業災害補償制度につきましては、中小漁業者が災害によって受けることのある損失を保険の仕組みにより相互に補てんする。ることによりまして漁業の再生産と漁業経営の安定に資すると、これを目的にしております。この資料の3ページ目をお開きいただきたいと思います。ここにありますような仕組みで、今申し上げた制度が運営されております。漁業は自然の影響を受けやすい産業でございまして、共済事故の発生状況によりまして共済金の支払いのための資金供給量も大きく変動いたします。そのため、全国漁業共済組合連合会、漁済連というふうに略称しておりますが、ここで資金不足を生ずることがございます。この不足分は信用基金が金融機関から短期借入金をいたしまして貸付けを行っております。共済事故が多発いたしまして政府からの保険金が間に合わないと、こういったようなときに漁済連がその借入金の償還ができないと、こういう場合にその償還不足分を借り換える必要がございます。

本文1ページにお戻りいただきたいと思います。下の方の3の「短期借入金の借換えの必要性」でございます。平成17年度は、サンマ棒受け網漁業の漁獲金額の減少、それから大型クレグによります定置網の被害、こういったことによりまして共済金の支払額が多額なものとなる見込みでございます。また政府からの保険金の支払いが年度内に見込まれない、こういったことから平成17年度末で約37億円の借換えが必要というふうに見込まれております。冒頭に申し上げましたが、借換え額が確定した段階で認可申請をいたしたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

説明は以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございました。それではただいまの説明に対しまして質問、ご意見を受けたいと思います。

ございませんか。

(発言する者なし)

松本分科会長 それでは、特段ご意見、ご質問がないようでございますので、今後の処理についてご説明を申し上げますが、本件につきましては、まだ短期借入金の額が決定しておりません。そのために額が決定した段階で郵送により諮詢、答申の手続きを進めさせていただきたいと思いますが、それでよろしいですか。

(「異議なし」と言う者あり)

松本分科会長 それでは「異議なし」ということでございますので、農畜産業振興機構及び農林漁業信用基金の短期借入金の借換えについてはそのように進めさせていただきます。

4番目の議題でございます。この議題は農林漁業信用基金の長期借入金の認可申請についてでございます。農林漁業信用基金より説明をお願いいたします。

農林漁業信用基金理事長 それでは、農林漁業信用基金の長期借入金についてご説明いたします。

この案件につきましても平成18年度予算が成立してからでなければ借入額が確定いたしません。こういうことから本日はご説明をさせていただきまして、金額が確定した段階、国の予算成立後、これは4月に入ってからということになりますが、その時点で主務大臣への認可申請を行い、評価委員会のご意見をうかがうと、こういった手順で進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、お手元の資料5-1ページをお願い申し上げます。まず、1の業務の概要でございます。林業経営基盤強化暫定措置法に基づきまして、信用基金は、林業経営改善計画の認定を受けた者が森林施業の合理化に寄与する造林などを実施するのに必要な長期かつ無利子の資金、これは森林整備活性化資金というふうに申しておりますけれども、この資金の融通を行うこととなっております。

具体的には2ページをお開きいただきたいと思います。ここにありますように信用基金が農林漁業金融公庫に貸付原資を無利子で寄託いたします。そして公庫は、信用基金が推薦いたします林業者に対しその原資を公庫の有利子資金と合わせて、これを無利子で貸し付ける仕組みとなっております。

また、1ページにお戻りいただきたいと思います。この1ページのところの2の「長期借入

金の必要性」についてでございます。信用基金は、この公庫へ寄託する原資を民間金融機関から長期借入金として調達をしております。林業者の資金需要に応えるとともに、借入資金の効率的使用を図る観点から、これを上期と下期の2回に分けて借入れをすることいたしまして、借入利率につきましては競争入札に付す方式により行っています。長期借入金の政府保証額は、毎年度政府予算で決められています。平成18年度政府予算案では38億円というふうになっております。平成18年度予算が成立し、借入額が確定したところで認可申請をいたしたいと存じますので、よろしくお願ひ申し上げます。

説明は以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明に対しまして質問あるいはご意見を頂戴したいと思います。どうぞ。

はい、岡委員どうぞ。

岡専門委員 これは質問というよりも僕も勉強不足なものですから、ちょっとわからないのでお尋ねしますけれども、借入金額のおよそ38億円ですか、そのこの数年の推移といいますか、要するに造林をしていく量と造林の面積と多分比例して同じように動いているんだろうと思いませんけれども、38億円というものの大きさを何か比較できるようなものは。

農林漁業信用基金理事長 このところの趨勢を申し上げますと、実はもっと本当は伸ばさないといけないのですが、ありていに言いますと、停滞をしているというのが実情でございます。各県の行政の皆様を通じまして、この活性化を私どもとしても努力を今後ともしていくかなければいかんというふうに考えております。

岡専門委員 もう1ついいですか。そうやって停滞しているということは、いろんな理由があるんだろうし、ここで理事長にどうこうしろといってもどうしようもない話なんでしょうね。たとえば制度上の問題とかあるいは機関の問題とか、これたしか利子はないんですね。

農林漁業信用基金理事長 ええ、無利子でございます。私どもは農林公庫に無利子で寄託をいたしまして、農林公庫はそのまま無利子で融資するとともに、農林公庫固有の資金は有利子でございますけれども、これをセットにしますと必要な林業者には金利がその分だけ安くなるというそういう仕掛けになっております。

岡専門委員 その関連ですけれどもね、これもここで言ってもしようがないのかもしれませんけれども、例えば期間がどだいもう30年とか何年という途方もない年月で償還期間が長いわけでしょうけれども、そういうものが最近はなるたけ早く切らないで長伐期とでもいうんで

すか長く置こうというような動きがありますよね。そういうふうな償還期間を延ばしてくれとか、応じられる応じられないは別にしても、そういう声というのは林業者の方からはないですか。

農林漁業信用基金理事長 ご案内のとおり国産材の価格は大変低迷をしてあります。少し上昇すると外材が入ってきてすぐ価格が冷やされると、こういうふうな繰り返しに実はなっておりまして、当然ながら50年とかそういう利用伐期年齢になったときに伐採して市場に出すときにも、その時の市場価格によっては例えば林道をつくって切り出しても、その運搬費等々を重ね合わせますとなかなかペイをしないと、こういう状況でございますので当然ながら山林所有者等はこの期間を長くしたいという潜在的ニーズはあると思います。

したがって、それは現行でも農林公庫さんの方でいろいろな仕組みでもって利用者のニーズに応えられるような仕組みはございます。しかし基本的には、やはり50年とか場合によっては100年という非常にロングサイクルで通常の経済原理と合わないような我が国の構造でございますので、そのところを政策にどう考えることが最終的な課題ではないかなと思っております。なかなか金融だけでは解決しづらい部分があるかと思っております。

松本分科会長 よろしゅうございますか。それでは、そのほかどうぞご意見を。

我が国の農林漁業においては、例えば農作物等によってはやっぱり外国から入ってくるものに対してなるべく良質の安全な、そんな格好で農家の方は非常に努力しているわけですが、林業の場合は、これはやっぱり外材が安いから入ってくるというのは、それはもちろんわかるわけだけれども、林業における品種改良でそういう材質の向上性というのは当然期待できるのですが、そこら辺の努力というのはしているわけですかね。

農林漁業信用基金理事長 これは私がご説明するよりも、今日ご関係の先生方がご出席されておられますので、もっと私なんかよりもはるかにご専門のお立場からコメントをいただければありがたいと思いますが。

松本分科会長 いかがですか、先生方。

作物とはちょっと違いますのでね、やっぱり先ほどご指摘があったように何十年そこに定着して育つわけですので、一概に品種改良というのは難しいんでしょうけれども、そんなことで38億円というのはご指摘のとおりですね、活動停滞ぎみというか。

岡専門委員 聞きかじりの話だからちょっと恥ずかしいんですけども、熱帯産の促成樹種とでもいうんですかね、早く一人前になるようなやつ、そういうものの研究というのはいろいろ大学等々、森林総研あたりもそうでしょうけれども、そういうところでぼちぼちやっている

という形だと思います。ただ、そうはいっても品種改良して例えば松くい虫の問題がありますね、あれも相当なお金をかけて品種改良をしていったわけですけれども、これは先生の秋田にしても決して効果が出ているとは言えませんね。

松本分科会長 出ていませんね、これははっきり言えます。

岡専門委員 それと同じようにやはり、期間が長いということもあるんでしょうけれども、なかなかその成果が期待しづらいもので、例えば今の木でもおじいちゃんが植えて、孫がやつと切るか、さっきご説明ありましたけれども、それではペイしないからひ孫の時代まで置いとくかなんていうようなそういう時代ですよね。だからそういう促成樹種をすぐ品種改良して持ち込んでみてもどうにもならないんじゃないかなと、すぐはですね。だから一方ではそういうものも必要なんだろうけれども、もっといえば今植えてあるものをどういうふうにして活用していくかという、口では林業は大変だとか森林は大事だとかね、環境がどうとかって言っているんだけれども、現実問題山で担っている人たちにとってみれば、いつ形になってくる促成樹種だかわからないものを期待するよりも、今自分の裏山にあるものをどうやって活用して次の世代に移していくか、そういうことだろうと思うんですね。

松本分科会長 それは私もそう思いますね。今、たまたま松枯れのお話が出たわけですが、大部分の松枯れというのはもう立木のまま放置されているんですね、いわゆる切ればそれだけ労賃がかかるということでね、だからもう放置が多いんですよ。放置すればカミキリ虫の思うつぼでございまして、どんどんすごい勢いで伝播していくわけですね。

私ごとで大変恐縮なんですが、やっぱりそれを有資源化すると。その松くいの被害を受けた被害木を切って、現在今やっているのは、秋田は今年に限らず雪が多いですから融雪剤をそこで合成して何とか優秀な、現在のような塩化カルシウムを使わないでギ酸カリウムという非常にこれは融雪効果が高くて、しかもほとんど土中で分解されて植物の栄養になるわけで、こんなことで何とか一生懸命やっているのですが、そういうものにちょっとご支援をいただくと大変ありがたいんですがね、どうですかね。

松井先生、私の今の考え方どう思いますか。

松井専門委員 ごもっとも。ただ、それはそれなりのシステムがあって、ちゃんと現在もさまざまな形で農水省からいろんな研究助成が出ておりますので、やっぱりそういうものをお使いになって研究を進めていくというのが当然で、今ここの農林漁業信用基金とは関係ないということですね。

松本分科会長 関係ないかもしれません、言うところがないので私もちょっと申し上げた

のです。

それから林業の問題ではやっぱり間伐ですね、この間伐ができない。間伐することによってね、やっぱり中に入りやすくなつて非常に立木なんかの成長がよくなる。そういういろいろな問題がありますので、本来ここでご審議いただくことではないのですが、ちょっと私の手前勝手なことを申し上げました。

それではほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

松本分科会長 ございましたら今後の処理についてご説明をさせていただきます。

本件につきましては、まだ長期借入金の額が決定しておりません。額が決定した段階で先ほどと同様に郵送により質問・答申の手続きを進めさせていただきたいと思いますが、それでよろしゅうございますか。

(「異議なし」と言う者あり)

松本分科会長 ありがとうございます。それでは、農林漁業信用基金の長期借入金の認可につきましてはそのように進めさせていただきます。

これで第1部を終了することになります。第2部に移ります前に、ここでいったん休憩をしたいと思います。5分間の休憩をいただきますので、次は2時20分からお願いしたいと思います。それではいったん休憩に入ります。

午後 2時15分 休憩

午後 2時20分 再開

松本分科会長 それでは、議事を再開いたします。第2部の審議は、農林水産消費技術センター、肥飼料検査所、農薬検査所、種苗管理センター、家畜改良センターの5法人の議題を対象としてあります。1つの議題は、役員給与規程等の一部改正についてございますが、資料6-1から6-5でございます。第1部に説明いただいた資料2-1の内容と共通内容でございますので、説明は時間を上手に使うということで都合上、省略させていただきますけれども、ここでもし、各委員から特段の意見がございましたら、今うかがっておきたいと思います。どうぞございませんか。

(発言する者なし)

松本分科会長 それでは、そのようによろしゅうございますね。ありがとうございます。

それでは、役員給与等の一部改正については当分科会としましては「異議なし」ということで回答したいと思います。よろしゅうございますか。

(「はい」と言う者あり)

松本分科会長 ありがとうございました。それでは、そのようにさせていただきます。

次の議題に入ります。次の議題は農林水産消費技術センターの中期目標等の変更についてでございます。前回、これはご議論いただいたおところでございますが、その後の経緯も含めて表示・規格課長からご説明をお願いします。

表示・規格課長 それでは、説明させていただきます。消費・安全局表示・規格課長の水田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

資料の7-1から7-4でございます。農林水産消費技術センターの今年3月末までの中期目標等の改正案でございます。1月17日の農業分科会においてご説明いたしましたとおり、今回の改正は本年3月1日付でJAS法の改正が施行されるわけでございまして、これに伴いまして農林水産消費技術センターが実施する業務についても追加、廃止等の見直しがなされることから所要の改正を行うというものでございまして、この資料7-1に基づきご説明をさせていただいたところでございます。本日は、前回の農業分科会からの修正点とこれまでの関係省庁との協議の状況につきましてご説明をさせていただきます。

まず、変更点でございますが、今回お示ししております改正案でございますが、前回の分科会でお示ししたものから若干の字句修正のみをしております。主だった字句修正をご説明いたします。中期目標についてでございます。資料の7-2の1ページのところ、第3の2、アに法律名の略称として「改正法」という表現を書いております。これは前回の資料で「平成17年度改正法」という表現になっておりました。これを「改正法」に改めてあります。

それから、同じところの中に「登録認定機関（登録外国認定機関を含む。）」とありますけれども、その次に「以下同じ」という表現を付けさせていただいております。それから、そのページの一番下の方でございますが、そこにも「登録格付機関（登録外国格付機関を含む。以下同じ。）」という形で「以下同じ」というのを付けてございます。それからその上の部分でございますが、「改正法により登録格付機関制度が廃止されるまでの期間」というところの次にこの期間を明示して「平成21年2月28日まで」という形で、この期間を明示する言葉を付けてございます。中期目標につきましても同様の修正をしているところでございます。

それから、資料の7-4の業務方法書でございますけれども、中期目標、中期計画と同様に附則の方に書いてございます法律の略称語を「平成17年度改正JAS法」という表現から「改正法」という表現に修正をしておりまして、こういった修正点は字句修正だけでございます。

続きまして、これまでの関係省庁との協議の状況でございますが、前回の農業分科会でお諮

りした案につきまして財務省に正式協議を行う前の事前協議を進めてきたわけでございますが、現行の中期目標、中期計画の残された期間が1ヶ月と、極めて短い中であえて中期の目標、中期の計画というものを改正する必要はないのではないかという指摘を受けているところでございます。これを受けまして検討をしているわけでございますが、改正ＪＡＳ法により登録認定機関に対する立入検査の業務が追加されたわけでございますけれども、この業務は法律に基づく農林水産大臣からの指示により実施させることができるものでありますし、また、一方で中期目標、中期計画というものは5年間の中期的なスパンの中での計画目標でございます。そういう中で法人の自主性、自立性の発揮による業務運営を行わせるという性格のものであることから、これを残り1ヶ月で変更する意味というものがなかなか見出し難いという点がございます。

また、今回、現行の中期目標、中期計画の改正を行わない場合でも、今回改正しようとしている内容につきましては、1ヶ月後に始まります次期の中期計画、中期目標においてきちんと位置づけられる形になるわけでございまして、そういう意味では残期間が1ヶ月という中で、どうしても改正をしなければならないことを説明することがなかなか難しい面がある状況でございます。今後引き続き関係省庁との協議をしていくことになりますが、その結果いかんによつては中期目標、中期計画については改正せずに業務方法書の改正のみという形になる可能性もございます。こういった状況にあることをお含みおきいただければ幸いでございます。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明に対しまして質問、ご意見を受けたいと思います。手島委員、どうぞ。

手島委員 今、ご説明いただいた内容で、もう1ヶ月しかやらないものをわざわざやることはないのではないかと思いますので、もうそれに決めたらどうでしょうかね。

それから、今のお話のようにもう新年度の方にきちんとそういうことが盛り込まれるわけですから、そこは大丈夫だよというお話もありましたので、もう無駄なことはさっぱりやめるようにした方がいいんじゃないかなと思いますが。

松本分科会長 今のご意見どうでしょうか、同感ですか。

(「はい」と言う者あり)

松本分科会長 よろしゅうございますね。そういうことで新年度に向けてやっていただきたいということでございます。

表示・規格課長 では、そういった方向でさせていただきたいと思いますが、何かどうして

も改正の必要性が今後の検討の中で出してくればまた違うかもしれません、特段なければ中期目標、中期計画は変更しないという形にさせていただければと思います。

松本分科会長 そういうことで今後関係省庁との調整が整った段階で、中期目標、中期計画及び業務方法書の諮問となるか、あるいは業務方法書のみの諮問となるわけでございますが、必要な手続きをそれでは進めていっていただきたいと思います。

3月1日の改正JAIS法の施行日までに改正する必要があります。そういうことでございまして、改正に必要な評価委員会への諮問・答申の手続きにつきましては、申しわけありませんが、私にご一任していただけないでしょうか、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と言う者あり)

松本分科会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、次の議題に移りたいと思います。次期中期目標、中期計画、業務方法書についてでございます。まず文書課より今後のスケジュール等について説明をお願いいたしまして、その次に、それぞれの法人ごとに各法人担当課から前回の分科会での意見を踏まえた中期目標、中期計画の説明と各法人から業務方法書の説明をお願いいたしまして、それに対するご議論をしていただこうと思います。前回の分科会と同様に、これらをまず法人ごとに行ってまいりまして、さらにあれば全体を通してご意見をちょうだいしたいと思います。

それでは、まず文書課よりご説明をお願いいたします。

文書課課長補佐 それでは、私の方から今後のスケジュールについて資料8-1に沿ってご説明をさせていただきたいと思います。

お手元にありますとおり、本日の農業分科会は16日となっております。前回の1月17日に皆様からいただいたご意見を踏まえるとともに、先日13日に総務省の政・独委のワーキンググループが行われておりまして、こういったところからの指摘、そういったものを踏まえました修正部分についてご説明をさせていただくということで考えているところでございます。

その後、本日了承が得られれば具体的な中期目標等の策定の手続きに入っていくことになります。まずは正式に評価委員会の諮問・答申、財務大臣正式協議があって、その上で中期目標の法人への指示、それを受けた法人から中期計画の認可申請、この辺までを今月中に行うという方向で考えているところでございます。また、3月に入りましてから中期計画の認可までの手続きを次期中期目標期間が始まる前に行うと。中期計画や業務方法書についても同様の手続きということになりますので、そのような方向で考えているところでございます。

また、話は少し変わってしまうのですが、このスケジュールの下の方の4月～8月という欄

にあるのですが、5年間の中期目標期間全体のその評価につきまして、今後、各P.T.やその分科会において毎年度の年度評価とあわせて行っていただくようになりますので、よろしくお願ひいたします。そして最終的には親委員会で議決していただくという流れを考えているところでございます。

それともう1点、スケジュールからはずれてしまうのですが、中期目標、計画の策定ということに関連しまして、先ほど第1部のところでも総人件費改革の関係ということを話させていただいたのですが、これと同じことが先行独法と、今回見直しを行った独法につきましてもかかわってきます。具体的なその内容については、また後ほど各局の方からあると思いますが、同様の書きぶりということにさせていただくということになっておりますので、ご了承いただきたいと思います。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございました。今のスケジュール等についてのご説明も含めて、次の各法人の中期目標、中期計画、業務方法書の説明をいただいたあとでひっくるめてご質問をいただくということで、まずは中期目標、中期計画について所管から一括して説明をお願いいたしまして、業務方法書については法人からそれぞれ説明をお願いしたいと思います。

初めに、農林水産消費技術センターについてお願いをいたします。

表示・規格課長 それでは、農林水産消費技術センターの関係につきましてご説明いたします。資料8-2をご覧いただきたいと思います。

農林水産消費技術センターの次期中期目標についてでございますが、前回の農業分科会におきましてご説明いたしました資料から大きな変更はございません。人件費の削減の関係や予算などの前回ペンディングとしていた部分につきまして数字を入れてございます。本日は前回からの修正点、それから関係省庁との協議の状況等につきましてあわせてご説明をさせていただきます。

まず、変更点でございますが、若干の変更点がございます。資料8-2の4ページをお開きいただければと思います。4の(2)に「外部委託(アウトソーシング)による事務の効率化」というものがございます。前回の分科会でご指摘をいただきましたご意見を踏まえまして、試薬調製作業につきまして「専門技術的知見の必要性が低い」という言葉をその前に付けた次第でございます。これは例えば化学反応を確認するために使う指示薬など、分析精度に影響を与えないものを想定しているということでございます。

それから、前回ペンディングとしていた予算や人件費等の関係で4ページの中ほどから下の

ところでございますが、「業務運営の効率化による経費の抑制」というところがございます。ここにつきましては経費の抑制につきまして数字が入っていなかったわけでございますが、この点につきましては平成18年度の予算要求時におきまして財務省から示された、一般管理費については3%、それから業務経費については1%の削減を行うこととしているところでございます。それからその下の人事費の削減でございます。先ほど文書課から説明がございましたように「行政改革の重要方針」を踏まえまして、国家公務員に準じた人事費削減を行うということをございまして、5年間で5%という数値を入れているところでございます。

それから、中期計画の第3の予算等の計画でございます。10ページの右側のところをごらんいただければと思います。第3の「予算収支計画及び資金計画」のところでございます。これにつきましても18年度につきましては予算要求額というものを計上しているところでございます。19年度以降の4カ年分につきましてはそれぞれ各項目において想定される予算額を算出して計上しているということでございますし、また運営費交付金につきましては、その算定期間によりまして計算をしているところでございます。

それから、中期計画の第6の1の「施設及び設備に関する計画」、14ページの右下のところでございます。ここにつきましても平成18年度は予算の要求額というものを計上しているわけでございまして、19年度以降の4カ年分につきましては各年度における必要な施設整備費の予算額を算出して計上しているという状況でございます。

それから、その次のページでございます。人員に関するところでございます。第6の2の(2)「人員に関する指標」、これも前回ペンディングという形でございましたが、先ほど申し上げましたように5年間で5%ということで同様の文章の記載をしているところでございます。変更箇所につきましては以上でございます。

それから、あわせましてこれまでの関係省庁との協議の状況につきましてご説明をさせていただきます。前回の農業分科会でお諮りした案につきまして、事前協議を進めているところでございますが、こうした中での指摘といったしまして検査検定3法人につきましては平成19年4月からの統合が予定されている中でございますので、中期目標、中期計画について、より一体化させる方向で整合を図るべきではないかというご指摘を受けているところでございます。これを受けまして現在検討しているところでございますが、定量的な目標値などの変更を今のところ考えているわけではありませんが、検査検定3法人で共通の事項について可能な限り並びをとった、調整をとった記述とするなどの対応をする方向で検討しているところでございます。なお、来年4月の統合を予定しておりますけれども、統合後もきちっと業務を遂行できる

よう、また統合の実が上がるということが大事だと思っております。これにつきましては1年かけてしっかりと検討をしていくということが必要だと考えております。統合メリットの発揮の観点につきましては統合後の中期目標、中期計画にきちんと位置づけるよう、しっかりと検討をして参りたいと考えているところでございます。

それからもう1点、補足をさせていただきますが、業務方法書の関係でございます。次期中期目標期間の開始にあわせて業務方法書を変更する法人もございますが、農林水産消費技術センターにつきましては、その改正を予定しておりません。理由でございますけれども、先ほどちょっと申し上げましたが、改正JAS法が3月1日に施行され、消費技術センターの仕事が大きく変わるということで、3月1日に業務方法書の改正を別途先ほどご説明しましたとおり実施することとしている状況でございます。さらに次期の中期目標の開始にあわせて変更が必要であるかを検討したわけでございますが、センターが実施している業務、これについて重点をどこに置くかという点は変わるわけでございますが、業務の実施方法自体についての変更はないと考えております。こうしたことから4月1日での業務方法書の改正は行わないという方向で、今考えているところでございます。

以上でございます。

松本分科会長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまのご説明に対しまして、ご質問、ご意見をちょうだいしたいと思います。どうぞ、ございませんか。

夏目委員どうぞ。

夏目委員 ただいま課長からご説明がありましたところでございますけれども、検査3法人が統合されるというのがわかっているわけですので、やはりあらかじめ記載できるところは、やはり前倒しで記載していった方がよろしいのではないかなど、わかっているのになぜやらないというようなご指摘が出てこないとも限らないというふうに思います。

そしてもう1点ですけれども、人的な配置の件でございますけれども、今までこのセンターにつきましては人員が増員しているというご批判があった中で、新しい業務が入ってきましたときに人員配置は増大しないという、明らかなところを打ち出していただいた方がよろしいのではないかというふうに思うわけですけれども、いかがでございましょうか。今まで大分人件費とか定員が増加している一方ではないかというようなご批判があったことが事実でございますから、この辺で新しい年度に入っていくときには、ぜひご考慮をいただきたいというふうに思います。

松本分科会長 それでは、ただいまの2点について、よろしくお願ひします。

松本分科会長 それでは、ただいまの2点について、よろしくお願ひします。

表示・規格課長 1点目につきましてでございますが、前回のこの分科会でもご説明をさせていただいたのですが、3法人統合をひかえているわけでございますので、できる限りそれに向けて共通の部分は共通で書いていこうということでございまして、前文の中にも統合メリットがしっかり出るよう、業務の進め方に関する検討を早期に行うということを3法人共通で書いてございますし、その他できる限りのこと、その時点でできる限りのことはやったつもりでございますが、さらにご指摘を受けておりますので、また先ほど申し上げましたように関係省庁の方からもご指摘を受けておりますので、さらに書けるところを書いていきたいと考えているところでございます。

それから2点目の人員の関係でございますが、消費技術センターの人員が増加したのは農林水産省で食の安全・安心の関係で大きな制度改正がございまして、消費・安全局ができたときの平成15年7月の改正の際に、センターとしてもリスクコミュニケーションに係る業務を強化したため、全体の中で増加したところはございますけれども、それ以外の年度におきましては、着実に減らしてきている状況でございます。

それから、今回の中期計画の中でも15ページにございますけれども、職員の人員に関する計画の中に5年間で5%以上の削減を行うこととし、期初の常勤職員数521から期末の見込みで494という形で数字をしっかり記載しているところでございます。それから3月1日のJAS法改正の施行によりまして増加する業務もあるわけですが、一方で生糸の格付検査業務など減少する業務もあるわけでございまして、そうした中で人員の抑制という点については、きちっと今後とも努力をして参りたいと考えております。

以上でございます。

松本分科会長 よろしゅうございますか、夏目委員。

夏目委員 あえて人件費、職員の配置につけて申し上げましたのは、JAS法の指導ですか、立ち入りにつきましては、先ほどもご説明があったとおり海外の事業所まで視野に入ってくるというところがございます。そういう幅広い分野への領域が広がる中で人員を増やさなくてできるのかどうかというのがとても懸念するところがございますので、あえて質問をさせていただいたわけでございます。

松本分科会長 それではよろしゅうございますか。

夏目委員 はい。

松本分科会長 そのほかどうぞ。

(発言する者なし)

松本分科会長 次に肥飼料検査所についてお願ひいたします。

農産安全管理課長 肥飼料検査所についてでございます。資料8-3でご説明申し上げます。基本的に3法人統合の関係もございまして消費技術センターと重なるところが多くございますので、その点はできるだけ割愛をさせていただきたいと思います。

最初に前回と変わったところでございますけれども、5ページ目でございます。4のアウトソーシング、外部委託のところでございますが、これは消費技術センターと同様、4の(1)の試薬調製作業等の前に「専門技術的知見の必要性が低い」という言葉を入れさせていただいております。これは目標、計画等も同じでございます。

それから、さらにめくっていただきまして15ページ目でございますが、15ページ目の5「消費者等への情報提供」ということでございます。ここも消費技術センターと書きぶりをあわせるということと、消費者、農業者、生産業者等へ幅広く積極的に情報を提供するということで、幅広く提供するという旨を明確に書かせていただいたというところが変更点でございます。

それから、消費技術センターと同様になりますけれども、予算、人員のところにつきましては6ページ目でございます。一番上にございます「6.業務運営の効率化による経費の抑制」というところでございますが、基本的に一般管理経費を3%、業務経費を1%抑制するということを書いてございます。それから人件費の削減につきましても「行政改革の重要方針」を踏まえまして、国家公務員に準じた人件費の削減ということで中期計画の方に、人件費について「5%以上の削減」を数値目標として掲げてございます。その関係で細かい数字が16ページ目から載ってございますけれども、ご説明が重なりますので説明は割愛させていただきたいと考えております。

私の方からは以上でございます。あとは業務方法書につきまして肥飼料検査所の方からご説明をいたします。

肥飼料検査所理事長 肥飼料検査所理事長の上原でございます。肥飼料検査所の業務方法書の改正についてご説明申し上げます。説明資料はただいまの資料8-3の22ページと23ページの「業務方法書新旧対照表」でございます。

業務方法書には、肥飼料検査所の行う業務の方法についての基本的事項を定めているわけですが、今回の事務事業の見直しの結果、肥飼料検査所の業務は安全性に関する検査、検定業務を主たる業務として実施する法人にふさわしいものに特化、重点化することが求められております。先ほど農産安全管理課長の方からご説明がありましたように、次期中期目標、中期計画

はこれらの点を踏まえた上で策定されております。次期中期目標期間におきましても肥飼料検査所の基本的な業務について変更はございませんが、次期中期目標、中期計画に基づき業務方法書において、主として文言の整理を中心に変更することとしております。

まず、目次の22ページでございますが、目次の第4章、現行は「飼料及び飼料添加物について登録検定機関が行う検定に関する技術上の指導」についてですが、「技術上の指導」の根拠である飼料安全法には飼料添加物の登録検定機関に関する規定はございません。飼料の登録検定機関についてのみ、規定されております。このため関係法律との整合性を図るため、目次のところと本文23ページにございますが、その第4章のタイトルから「飼料添加物」の文言を削除しております。

次に、肥料の安全性に関する業務に取り組むことを明確にするため、第4条の（3）と第14条に「安全性の確保」の文言を追加しております。

最後に、現行の業務方法書の第7条と第29条にある肥料の公定規格と土壤改良資材の品質表示基準の設定のための検査は、次期中期目標、中期計画の表現との整合性や実際の業務内容からみて、「検査」という言葉ではなく「調査」が適切であることから文言を修正しております。

以上、簡単でございますが、肥飼料検査所の業務方法書の改正点についてご説明申し上げました。以上です。

松本分科会長 ありがとうございました。それでは、ただいまの2つのご説明について質疑応答に入りたいと思います。どうぞ、ご質問、ご意見ございませんか。

（発言する者なし）

松本分科会長 ございましたら、またあとでも結構でございますので、お気づきの点、またよろしくお願いいいたします。

それでは、次に農薬検査所についてご説明をお願いいたします。

農薬対策室長 農薬対策室長の横田でございます。農薬検査所の分につきまして資料8-4でご説明申し上げます。基本的には先ほど説明がございました消費技術センター、肥飼料検査所と内容的には同じでございます。

まず、2ページをお開きいただきまして、2ページの一番下の部分に「外部委託（アウトソーシング）による業務の効率化」がございます。ここも両法人と同じように専門技術的知見の必要性が低い試薬の調製という形で同様に直してございます。あともう1点も同様でございまして、5ページの下のところから6ページにかかる部分で、「情報の適正な収集・分析及び積極的な提供等」これも両法人と同じような形で広範に情報提供をしていくという形で修文が行わ

れてございます。

さらに、今回、前回のペンディング部分で新しく追加した部分、これも両法人と同じでございますが、3ページの部分で中期目標の6の「業務運営の効率化による経費の抑制」及び7の「人件費の削減」、これも両法人と同じような考え方で記載してございます。また、後ろの方には同じようにそれに基づいて数字が入ってございますけれども、この考え方に基づいて具体的な数字を入れてあるということでございます。

簡単でございますが、基本的には両法人と同じでございますので、残りの説明は割愛させていただきます。

松本分科会長 よろしゅうございますか、どうぞ。

農薬検査所理事長 それでは、引き続きまして業務方法書の変更につきまして、農薬検査所の山口の方からご説明申し上げます。

今回の主な変更点の1つ目は、11ページの下からでございますけれども、第1期中期計画期間の途中から対応することになりました特定農薬の業務につきまして、平成14年の農薬取締法改正に伴う新たな対応が早急に必要でありましたことと、その時点では具体的な事項が決まっていなかったことからこういうふうに業務方法書に盛り込んであるわけでございますが、その後、「特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針」の詳細事項がかたまってまいりましたので、第8条の2、3を削除し新たに14ページの60条の3を起して、そちらに移しております。これは今申し上げましたように状況が変わりましたということが主たる理由でございまして、その中身としましても検査の方から附帯業務に位置づけを変更して、その表現も適正なものに改めるというものです。

2つ目でございますけれども、13ページ目の第18条から21条、これは農薬G L P関係でございますが、書類調査と現地視察の書きぶりが不統一でありますものを修正させていただくというものです。

3つ目は、同じく13ページ目の第26条、受託調査研究のところでございますが、これは国等が実施する提案公募型の調査研究に対応するための手続きを盛り込んだものでございます。

それから、最後に14ページ目の第53条、60条の2、これは農薬の情報提供等に関するものでございますが、中期計画の書きぶりにあわせまして情報収集と情報提供の項を一つの項に統合した形に整理し直したという変更でございます。この4点が主な変更点でございます。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございました。それでは、ただいまの農薬検査所の2つのご説明

に対しまして、ご質問、ご意見をちょうだいしたいと思います。どうぞ。

かなりの変更点のご説明がありましたけれども、よろしゅうございますか。

(発言する者なし)

松本分科会長 それでは、特段ご意見がないようで、またありましたら先ほどと同様あとでちょうだいしたいと思います。

それでは、次に移ります。次は種苗管理センターでございます。よろしくお願ひします。

種苗課長 生産局の種苗課長でございます。資料8-5に基づきまして、まず私の方から中期目標、中期計画についてご説明申し上げます。

まず、他法人と同様でございますけれども、その効率化に基づく経費の削減を反映いたしまして、5ページの7の(4)のところでございますけれども、他法人と同様に一般管理費から毎年度3%、業務経費から1%削減というのを明記をいたしております。また人件費は今後5年間、5%以上の削減というのも同様でございます。

それからもう1点、この削減の数字を予算等に反映をいたしております。10ページから11ページにかけてでございますけれども、予算等の数字が具体的に今の削減を反映をしたものになってございます。それに加えまして種苗管理センターは、18年度から非公務員化ということでございますので、人件費の計算式がございますが、雇用保険、労災保険に新たに加入する必要がございますので、それに伴う増を計上をさせていただいております。

それから今回の中期目標、計画期間中に小規模の農場の集約化ということで、金谷農場及び知覧農場の西日本農場への集約化ということが盛り込まれてございますので、それに対応いたしまして金谷農場及び知覧農場の売却収入を、収入のところに3億7,400万円を計上しております、同額を支出に、農場等集約整備経費として、移転あるいは用地取得、整備等に当てるここといたしてあるところでございます。その他細かい軽微な字句修正はございますけれども、これは省略させていただきます。

続きまして業務方法書について理事長の方から説明いたします。

種苗管理センター 種苗管理センター理事長をやっております野村でございます。17ページをお願いいたします。業務方法書の新旧対照表でございますが、今回の業務方法書の改正は今種苗課長からございましたが、次期中期目標あるいは中期計画の策定に伴う改正でございます。

まず、18ページでございます。これは今回、茶樹の原種の生産配布を県あるいは民間に移管して廃止するということになっておりまして、その関係で第2条の業務運営の基本方針について、従来は「ばれいしょその他の農産物」となっておりましたが、お茶がなくなりますので「ば

れいしょ及びさとうきび」という形に直しております。同様に第4章、「ばれいしょ、茶樹及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布等」この章につきましても茶樹を削除しています。それから今までばれいしょとさとうきびは原原種、それから茶樹は原種でございましたが、お茶がなくなりますので「原原種等」の「等」はとるという形になっております。

なお、この関係で実は18年度で基本的にはやめるのですが、附則の23ページ、一番最後を見ていきたいのですが、業務は今年の18年の春の配布でやめるのですが、そのあと県とか民間等がお茶の原種の母樹がほしいという、そういう要望もあろうかと思います。そういうものに対応するために附則の第2条のところの後半に「平成19年3月31日までに限り、茶樹の増殖に必要な種苗の生産及び配布並びにこれらに附帯する業務を行う」という形にしております。これは独立行政法人種苗管理センター法の改正も同様にこういう附則を付けるということで動いております。以上がお茶でございます。

それから元に戻っていただきまして、2つ目が19ページでございます。今回の中期目標等で育成者権の侵害対策及び活用対策をもっと強化するという中身になっております。その関係で19ページの一番下の第5節のところに従来は「侵害対策」だけでございましたが、もっと育成者権を積極的に活用していくこと、そういうことについても仕事ができるという形に直しております。20ページに69条の2、69条の3がございますが、今まで育成者権の侵害について情報の収集、整理及び提供あるいは69条の3のように相談及び助言ができるようになっておりました。これにつきまして活用に関しても同様のことができるようになりますということでございます。

それから69条の4、「品種類似性試験」でございます。(1)のところに書いてございますが、実は今まで登録品種についての品種類似性試験であったのですが、実は出願の時点で仮保護がなされるという形になります。そういう意味で出願品種についても対象としてほしいという要望がございますものですから、出願品種についても追加するという形になっております。

それから次に、69条の6、「侵害状況記録の作成及び寄託」であります。これは今回新たに追加するものでございますが、69条の3のような育成者権の侵害の相談及び助言を行っておりましたところ、ぜひ実際の侵害物品の入手に立ち会ってその記録を残して、なおかつ、それが消滅するまでにその物品(植物)を保管してくれという要望が非常に強いわけです。そういう意味で今回、センターがそういう依頼に基づいて侵害が疑われる種苗等につきまして記録をつくったりあるいはそれを保管することができる条文を入れたものでございます。

それから21ページであります。69条7はその手数料をとるということで品種類似性試験と同様に記録の作成及び寄託を入れたものでございます。

それから、関税定率法に基づくDNA鑑定でございます。これは昨年の3月に関税定率法が改正されまして、侵害物品について農林水産大臣に紹介制度が導入されました。その鑑定をセンターを行うということの規程でございます。なお、農水省の方で農林水産省令を定めるということで今やっておられまして、その関係でこの省令の番号が「という仮置きになっております。

それから今回、登録品種のDNA情報のデータベースをつくることとしておりまして、これにより品種類似性試験を的確に行うということあります。具体的にはニーズが高くて技術的に可能なものから、品種識別に利用できますDNAマーカーを用いて遺伝子型を判定して、そのデータベースを作成するという規程であります。

それから3点目であります。第6節のところであります。栽培試験に関するUPOV同盟国間での検討への参画であります。これは中期目標におきまして栽培試験の結果をUPOV同盟諸国との間で相互利用できるようしようということで、次期中期目標期間中に10種類ぐらいについて栽培試験の国際的な調和を図れということになっております。その関係で69条の10に要請に応じてそういう技術的な検討を行うことができるようにしております。

それから22ページでございます。大きい4点目でございますが、「畑作物等の調査研究用種苗等の生産及び配布」です。実際の業務量としてはごくわずかなのですが、私どもの原原種の輪作圃場を用いて具体的には甘藷なんですが、甘藷についてその種苗を調査研究のためにふやしてくれという要望がございます。これは所要経費をとってこういうこともできるようにしたいということであります。

それから5点目が委託栽培試験の公募であります。裁判試験は今まで県に一部委託しておりましたが、それを民間でもできるように公募を行うということに中期目標はなっておりまして、その関係で公募できるという規程を加えたものでございます。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございました。それでは、ただいまの大きく分けて2つのご報告がございましたので、これについてご質問、ご意見をちょうだいしたいと思います。種苗の非常に専門的な知識を要するところに関する業務方法書の改正も示されたわけでございますが、ご専門の先生方、何かございませんか。

井上先生、何かありませんか、いいですか。

井上委員 20ページですが、育成者権の侵害及び活用に関するというところで、「活用」という文言を今回加えられたということですけれども、その育成者権の「侵害」はわかるのですが、

「活用」については具体的にはどういうことを考えていらっしゃるのでしょうか。

種苗課長 種苗課長の方から回答させていただきます。育成者権、知的財産権の侵害が問題になったということで、この侵害対策を種苗管理センターで、具体的には品種保護対策官、通称「品種保護Gメン」ということでいろいろ相談に応じたり、あるいは調査のお手伝いをしたりということをやっていたわけでございますけれども、実は、侵害対策というのは権利を使って何某かの収益を上げるということと、それを侵害するのを止めるということが表裏一体の関係にございまして、単に侵害を止めるということだけですと、必ずしも十分ではない部分がありますし、またこれは若干政策的な意図も込めておりまして、これはほかの知的財産全般にいえることなんですねけれども、例えば特許も主に今まで日本の企業などでは防衛目的に使うことが非常に多かったのですが、なかなかそれが収益に結びついていないというようなことも実はございまして、政府としてもそういう知的財産を積極的に活用するということを、ぜひこの活動の中でやっていくことが重要ではないかということで、今回この種苗管理センターの業務である相談とか調査とかを通じましてそういう活用のお手伝いもしていくということでございます。

井上委員 わかりました。ぜひ積極的に育成者権の活用を進めていただくように、お願いします。

松本分科会長 そのほかどうぞ。

(発言する者なし)

松本分科会長 もしありましたら、また通じて最後におうかがいしたいと思いますので、次にいきます。

次は、家畜改良センターでございます。よろしくお願いします。

畜産振興課長 畜産振興課長の姫田でございます。よろしくお願ひいたします。お手元の資料8-6に基づいてご説明いたします。具体的な変更箇所につきましては、まず資料の3ページでございますが、中期目標の「飼料作物種苗の増殖業務」について、削減対象品目の品種と系統の目標数値を具体的に記述いたしました。それから同じく資料の3ページでございます。ほかの法人と同じでございますが、経費の縮減については、一般管理費については前年比で3%以上の縮減、業務経費については毎年度、前年度比で1%以上の縮減、人件費についても今後の5年間で5%の縮減を行うことと記述いたしました。

続きまして、資料の6ページでございます。中期目標のアの「後代検定事業の推進」について、前回は(イ)として広域後代検定事業における基準種雄牛の選定、都道府県への配置につ

いて記述しておりましたが、18年度から三位一体改革において税源移譲が行われましたので、都道府県での実施が困難なことが考えられますので、この事項を削除いたしました。

それから資料7ページでございます。中期目標の計画で優良種豚等の生産・供給の数値目標についてでございます。実は宮崎牧場において豚の伝染性疾患であるオーエスキーブが進入いたしまして、当分の間、種豚の生産・供給ができなくなるということになりました。今、緊急にその正常化、そして再度の生産・出荷・供給ができるように作業を行っているところでございます。そういうことも踏まえまして残念ながら種豚の生産・供給豚数1,500頭から1,200頭へ下方修正いたしました。あわせまして、資料の4ページに戻っていただきたいのですが、下の方に1の「家畜改良及び飼養管理の改善等」のところに「防疫対策及び衛生管理に万全を期しながら」という文言を入れさせていただきました。今後ともいわゆる防疫体制の強化にも努めてまいりたいということでございます。

続きまして、資料の8ページでございます。中期目標の「飼養管理の改善」について、見学者数の目標数値を記述いたしました。

そして資料の12ページでございます。中期計画の「予算、収支計画及び資金計画」については財務省の調整が進み数字が入っていないかった部分について、数値を記述した次第でございます。あと、その他で文言を適切な表現とするために軽微の字句の修正を行ったところがございますので、ご了解いただきたいと思います。

業務方法書については木下理事長の方から説明いたします。

家畜改良センター理事長　家畜改良センター理事長の木下でございます。業務方法書につきましては18ページから19ページでございます。私どもの業務方法書は大変細かい規定となっておりまして、業務実態上、不都合を生じている実態がございまして、これを是正するために改正をお願いしたいと思っているところでございます。

18ページでございます。現行の第10条第3項、人工授精の関係のところでございます。それから次の27条の第3項では家畜の代金の支払いのところでございますが、現行の規定ではお金を先に払わなければ渡さないよという規程でございますが、現行の民間における取引き実態というものは、あらかじめ指定した期日までにというのがそれぞれやられておりまして、私どももそういう前払いということではなくて、センターがあらかじめ指定した期日までに払っていただくよう柔軟に対応できるように、改正をお願いしたいと思っているところでございます。

それから19ページの現行の第44条第1項のところでございますが、ここは「採種用又は調査・展示用として配布を行う」という規定で限定されておりますが、今後災害復旧時等

におきまして、国等から支援要請があった場合にそういう支援を行う対応が読めないということでおございますので、改正案では用途を限定せずに種苗の配布を行うということで柔軟性を確保したいと思っているところでございます。

それから19ページの53条の第2項でございます。ほ場検定のところでございますが、申請書の提出日とかいうのを細かく4月末とか、北海道では5月15日までと規定しておりますけれども、例えば北海道におけるイタリアンライグラスは5月中旬とか生育が判明するのは6月とかなっておりまして、事実上この申請書の提出期限が実態に合っていないということで、柔軟に対応できるようにこの提出期限の改正をお願いをしたいと思っているところでございます。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございました。それではただいまの家畜改良センターからのご報告に対しまして、ご質問、ご意見をちょうだいしたいと思います。

手島委員どうぞ。

手島委員 今、最後にご説明のあったこのお金のことなんですけれども、普通のほかのセンターの場合には代金の取り立てというふうなことは余り起きてこないので、ここのセンターに特有のことかなと思ってうかがったんですけれども。普通、私ども企業で商売をしていますと、お金が取れなくなることがあるんですよね、物は渡したけれどもあとになってみたらお金が入らなかっただというようなことがしばしばありますですね、そのためにはやっぱりちゃんとお金が取れるための手立てをしておかなければいかんのです。で、企業の場合はその相手さんの信用状態とかそういうものによって、ここは取引きは幾らまでだよというような限度をきちんと決めておくとか、それから万が一お金が取れなくなった場合のときにどうするかというようなことをみんな決めているわけでございます。

こちらの場合には役所でいらっしゃるので、そういうお金が取れなくなったやつの取り立てなんかはちゃんとできるものなんでしょうかね。会社の場合にはそういう係がみんなおりまして、そして相当厳しくやっているものです。いや、そういうことはないはずだといっても起きるんですね、物は持っていたけれどもいつの間にか相手が倒産していなくなっていたとかいうようなことはしばしばあるわけでございます。ですから、普通の企業の取引きが何日締めの何日払いなんてことをやっているというのは、それは相当のリスクを覚悟してそれに対する手立てをいろいろ打った上でやっているわけなんですね。ですから、普通の会社は現金ではなくて掛け払いなんだから役所も同じようにやってちょうだいよというのは、言う方の話をうっかり信用するとですね、そうじゃないようなことが起きることもあるのでございます。当然そ

ういうことは検討されたのだと思いますけれども、どういうふうに考えておられますか。

松本分科会長 それでは回答をお願いします。

家畜改良センター理事長 種畜配分についてはこれまである程度配布先というのはブリーダーというかそれで特定をされておりまして、まったく新しい人が入ってくるというかそういう可能性は非常に少ないということでございますが、ご指摘のとおり取りはぐれというかその部分についてはないということは考えられないということでございますので、一応契約書上には最終的な納入についての督促から法的手段とかそういうことの規定をして、それからまた私どもも弁護士というかそういうのをあれながら極力相手の信用度というのは当然調査をした上でそういう懸念が生じないようにしたいと。

私どもは金をもらわなければ渡さないと、県の方は物がないと払わないとかですね、そういうことがあったりして今の規定ぶりが余りにも前払いだけというふうなことになっているものですから、そのところを独法として若干柔軟なことができないでしょうかということで改定したわけでございまして、そこは十分に念頭におきたいと思っております。

手島委員 会社の場合にはそれでお金が取れなくなったりして損害が起きますね、そうするとそういうものはきちんと会社の損として計上して、しかも全部責任をとらなければいかんですよ。だれだれが担当してどういう取引きをして、どういう損害が生じたと、もう当然その人は責任問題になるわけです。またそのままにしておいたらえらいことですよね、ですからお金の勘定のことは相当厳しくやりにならないと、この損は国民の損になりますからね。ですから、まあ、取りはぐれて仕方なかったなということでは済まないわけですよね。

ですから、会社の取引きしている人はみんないい顔して言うんですけども、裏の方では相当しっかりお金が取れる工夫というのはやっているものなんですよね、ですから私は現金取引きだったら現金取引きというふうにしてしまった方がいいんじゃないかと思いますけれどもね。それでなかったら取れないことが起きたときにどうしますかね、畜産業界というのはわりと倒れる人多いですよね。(笑)

松本分科会長 どうですか。

家畜改良センター理事長 いや、私どもの相手先のところはですね、そこはずっと継続的に例えば種畜を買ってくれる人とかそういうところで、まったくのど素人というかそれで相手をして渡しているわけではありませんので。ただご指摘のとおり、そういう懸念も相手によってはまったく発生しないということはあり得ないと思いますので、十分そのところは相手の信用調査とかそういうことをさせていただいて、少し柔軟性を与えていただければと思っている

ところでございます。

畜産振興課長 すべてのところに柔軟に対応するということではなくて、まず一つは相手が都道府県の場合が結構ございます。これについてはどうも向こうも堅くて、要するに納入以後でないと出せないということを言ってきてこれがよくトラブルになるので、これは後払いになつても多分都道府県は倒産いたしませんので、財政債権団体になるかもしれませんけれども倒産はいたしませんので、そこは大丈夫だと思いますので。あと、国のあるいは都道府県の公益法人もかなり相手方としてございます。これについてもご案内のとおり大丈夫だと思っておりますので。あと、いわゆる民間のブリーダーやそれから種苗会社がございます。これについては今、木下理事長の方からお話をいたしましたように、しっかりと信用調査をするということ、あるいは場合によってはこの書きぶりでは、別にそれは期日を納入月日と同じにすることができますので、そういうふうに対応していきたいと思っております。

松本分科会長 そういうご回答でございますが、どうですか。それでもまだ甘いぞということがありましたら。

手島委員 私も具体的な個々の取引きについてはよくわかりませんですけれども、やはりこういうふうに方法を換えられるときはそういう契約書のこととか、それから万が一事故が起きたときの責任の取り方とか、そういうものはやっぱりきちんと決めておかれた方がいいと思いますね。そういうのがなくて単にそういう業界の習慣に合わせたなんてやり方は、もう本当に.....。

松本分科会長 これからは許されませんよね。

手島委員 ええ、まったくだめですからね。業界の習慣はこうですよなんていう話そのものを丸ごと信用したらね、大体大変ですよ。そこはやはり相当きちんとおやりになった方がいいと思います。

松本分科会長 非常にご丁寧なご忠告ありがとうございます。ぜひ、今の手島委員のご発言をですね、何かありますか。

畜産振興課長 しっかり受けとめて精査してやらせていただきます。

松本分科会長 ありがとうございました。そのほかどうぞ。

徳江委員どうぞ。

徳江委員 各法人共通していることですけれども、経費の縮減のところがございましたね、この人件費については「行政改革の重要方針を踏まえ、今後5年間において」と、こういう記述に全部統一されています。で、人件費の中に括弧して退職金及び福利厚生費、さらに括弧が

あって法定福利費及び法定外福利費は含まないと、ですからこれは退職金と福利厚生費は含まないとこういうふうに理解できますが、法定福利費というのは共済関係で長期と短期が該当するのではないかと思います。法定外福利費はこれは法定外ですから任意に支出される福利厚生費かなと思いまして、これが削減の対象にならないのかなというふうに理解できますけれども、この辺を一つご説明いただきたいと思います。

文書課課長補佐 私の方から答えさせていただきます。そもそも今回の見直し、総人件費改革の取り組みについては資料3-1、2ページにもありましたとおり、この削減対象の中には福利厚生費はそもそも含まないということになっております。その関係から統一的にこのようなやり方になったということでございます。

松本分科会長 いかがですか。

徳江委員 そうしますと、最初から福利厚生費そのものは削減対象にはしていないということですね。それでいいかどうかという問題があるのですが、その辺はちょっと私としては、法定福利費は別ですから、法定外が対象にならないとすると、これはやっぱり総括的に人件費の中に入りますから、その辺はいいかなとちょっと疑問に思います。そういう前提で進んでいいかどうか。

文書課課長補佐 実はこのメモというものは総務省等が統一的な方針として示したものでございます。そういう観点もありますので、この統一的な観点を踏まえて中期目標・計画に記載するということが決められております。

徳江委員 わかりました。現段階ではそれで了承させていただきます。

松本分科会長 では、現段階ではということでご了承いただきました。

そのほかどうぞ、ございませんか。

(発言する者なし)

松本分科会長 それでは、ここで5法人を通しまして、ただいまの中期目標、中期計画、業務方法書について、ご質問、ご意見をあらためてちょうだいしたいと思います。どうぞ。

今、徳江委員からもご意見がございましたけれども、非公務員化によってお給料の方もその算定の方法が異なってまいりますね、ここら辺は私どもはこんなこといつては何ですけれども、素人でございますのでこういった方法でよろしいかどうかというような、そういうことも気になるところでございます。どうぞ。ございませんか。

(発言する者なし)

松本分科会長 これはもう全然重要ではございませんが、先ほどの家畜改良センターさんの

方からのご報告の中に、優良豚種が今病気が出たということでストップされたと。これは素人だと何かおっかない病気でも出たんですかというふうにとりたくなるのですが、これは別段心配いらないと。

畜産振興課長 もちろん豚にとっては大変な、オーエスキーボウズの生産性とかそういう面では慢性疾患になりますので、豚にとってはおっかない病気だと思います。ただ、人畜共通伝染病ではございませんので、そういう面ではあれですが、ただそれが要するに私ども種豚供給ということでございますので、これがいわゆる一般の農家の方にうつってしまいますと、その生産性が下がるという意味で経済的には非常に大きな病気でございます。それと元々 SPF 豚舎でございますので、そこはもう一度クリーンにしなければいけないという状況でございます。

松本分科会長 だから防除の体制というのは、もう一応……。

畜産振興課長 はい、要するに最悪の場合は全部屠畜して、全部オールアウトしてしまって、それでもう一度 SPF 化することになりますし、それをもう少し緩やかなことでできるかどうかということも含めて、今検討しているところでございます。人間とはまったく関係ない病気でございます。

松本分科会長 ありがとうございました。そのほかありますか、どうぞ全体を通して。はい、岡委員どうぞ。

岡専門委員 とんちんかんなのかもしれませんけれども、今 3 検査法人が19年の 4 月から統合なさるということなんですけれども、この中期目標・計画はその時点になると統合された形の組織として新たにまた策定というか、おつくりになられるわけですか。

文書課課長補佐 中期目標・計画の変更という形になるのか、新たな作成になるのかということに関しては制度官庁と引き続き相談した上でということになるのですが、いずれにせよ19年 4 月に向けて一本ということになります。

岡専門委員 そうすると、今ここに独法としてそれぞれ計画をお持ちですよね、これはやっぱりそれが下敷きになって新たなものができるというふうに解釈していいのですか。

文書課課長補佐 そうですね、単純にこのままくっつくというよりは、やはりその 3 法人の統合メリット等、そういうものを活かした内容ということをこれから具体的に検討していくことになりますので、そのような検討結果を踏まえた内容に変更していくということになるかと思います。

岡専門委員 なぜ、そんなことを聞くかというと、たった 1 年しかないのにわざわざ新しい

ものをつくる、どうせわかっているのだったら最初からそういうふうにしてもいいんじゃないかなという気がひとつしたのと、それともう1つは独立行政法人になって、これはいつだつたかご意見があったような気がするのですが、先ほどのお金の話もそうですけれども、経済的な面でやっぱり純粋の公務員というのとまたかわってくると思うんですね、その辺の認識というのかな。僕も企業を経営していましたからよけいそう思うのですが、先ほどお話をありましたようにお金というものに対する、何かどういうふうな言い回しをしていいかちょっとわかりませんけれども、見方が変わるというのか位置づけが変わるというのか、そういう点をですね……。

松本分科会長 シビアになりますね。

岡専門委員 ええ、その辺を十分、言うまでもないことだけれども、ご認識を新たにしていただければと思いました。

松本分科会長 ご注文としてうかがっていいですか。では、その点は十分にご注意あるいはご検討をいただくようにということで。

はい、どうぞ。

文書課課長補佐 今の点の前段部分なんですけれども、これはどの国会になるかはまだ未定なんですけれども、見直しの方向としては3法人の統合ということになっているのですけれども、今後、国会できちんとそれが成立して公布されて、初めて一本の法人になるということで、その段階にならなくてはやはり中期目標・計画も一本という形にはなりませんので、最低限それを待ってからということになると思います。そして、一本で運営していくのが19年4月以降ということになります。

松本分科会長 よろしゅうございますか。そのほか……渡邊委員どうぞ。

渡邊委員 今の議論に関連して、それから先ほど消費技術センターのところで夏目委員がおっしゃったのと同じことなのですけれども、組織が決まってから新しく中期目標・計画を立てていくというのは筋としてはそうだと思うですが、今の時点でも少し一本化の議論をされた方がいいと、つまりドラフトを早く書いた方がいいと思うんです。それは表に出していただかななくても、こういう場に出していただかなくともいいと思いますが。

松本分科会長 出さなくてもいいからと……。

渡邊委員 ええ、統合に向けて他の作業と並行してやられると、言葉づかいとかいろんな問題が出てくると思いますし、それから実は私の所属しているところも統合したのですが、統合メリットというのは相当あって、この際に、いろんなことが書けるところもあると思うんで

すよね。ですから少しそういう議論を、実際にもう進めていらっしゃると思うんですけれども、そこら辺の状況も含めてご事情をちょっとご説明いただけたらと思います。

松本分科会長 わかりました。それではご回答をお願いします。どの法人でも結構ですよ。

農産安全管理課長 では、私どもからご回答いたします。現段階は1年後の統合に向けてということで、それぞれの独立行政法人3法人が合同で検討のための会議を立ち上げ、私どもの方もそれを支援する形で省内の関係課、3課だけではなくてほかの関係課もございますので、そういうところにも入っていただいて、そういう意味では白紙の状態からきちんと議論をさせていただいているということでございまして、先ほどもご説明ありましたように、まず基本となる中期目標・計画の前に新しく法律を立てなければいけないということがありますので、その作業準備に従ってじっくり詰めていきたいということで、今からとかからさせていただいているという状況でございます。

松本分科会長 渡邊委員、よろしゅうございますか。

渡邊委員 はい、結構ですそういう方向で。

松本分科会長 それでは、今のご意見も十分考慮していただけて、あらかじめ3法人が統合するという状況を十分ご理解していただきたいと思っています。

そのほかどうぞ、徳江委員どうぞ。

徳江委員 1点だけちょっと要望というか意見を述べさせていただきますけれども。先ほどの現金取り扱い等の件もございますけれども、実はこの先行独法は、やはり從来農林水産省に属していた部分が独立したことになっていますね。そうしますとやはり法人経営というかマネジメントという点では、いろんな意味でお慣れになっていない部分があるのではないかなどということを痛感しています。したがいまして、今コーポレートガバナンスという、要するに企業統治ということが非常に盛んに言われておりますので、むしろそういう内部統制の観点から諸規定整備、リスク管理、統制活動等をも含めて、民間の経営管理の手法を導入するとか、そういう点を大いに学んでいただけて、内部統制の見直しあるいはその充実強化を検討した方がいいんじゃないかなということが感じられました。この辺は全法人、特に先行独法におかれましては、留意していただいた方がよろしいんじゃないかなというのが私の考え方でございます。

以上でございます。

松本分科会長 貴重なご意見ありがとうございました。そのほかどうぞ。

手島委員どうぞ。

手島委員 ちょっと今お話をあったのでくどい話なんですが、さっきの話をもう少し具体的

に申し上げておきたいと思うんですけれども。具体的に申し上げるという理由は、こういうふうに変えることによって非常にいろんな仕事がたくさんふえてきます、管理業務がですね。今までなかつたことがいっぱいふえてきますので、そういうものを覚悟した上で現金でなくていよいよというふうに決められるのかどうか、そこをちょっと真剣に検討をしていただいた方がいいと思うのです。

こういうふうにしますと、定められた日にちまでにお金を払いなさいということで最初に契約書をつくったり何かして決めますね、そうするとそのことによって売掛金というものが発生するわけです。で、売掛金というのは相手に貸してあるお金と同じことです。ですから返さないことが起きる可能性は十分あるんです。いくら長いこと取引きしている人でもあるいはどういう人でも、向こうが払うつもりがあっても払えなくなることもあるんですよね、ですからその売掛金というのはその相手さんによって、ここに対しては幾らまで売掛金をつくっていいかということを1件1件全部決めておかなくてはいかんのです。そしてそれについては、だれが決めてその決済はどうするかという責任者が全部いるのです。

それから、それが本当にお金が入ったかどうかということを期日ごとに全部チェックしなくてはいかんことになります。それで入らなくなつた場合、入らないというのも最終的に入らないかどうかわからないんだけれども、ちょっと3日待ってくれとか10日待ってくれとかいうようなことが起きてきます。そうするとそうこうしているうちにいつの間にかいなくなつたというようなことが起きてくるんですね。これは老舗だから安心ということは全然ありません。もう何十年も取引きしている人が、いつの間にかいなくなつたなどということは世の中に幾らでもあることですから、それも信用ということはあまり当てのならないことだということです。

そしてそういうことが起きると、今度はその責任をちゃんと追及しなくてはいけません。そのためのいろんな規程もつくらなければいけないです。普通の会社ですとそういう売掛金が発生するところは売掛金管理規程というようなものを大体つくっています。それでどういうふうな管理をするかということを決めています。それから事故が起きた場合は、懲罰委員会という、そういうようなものがありまして、そこでこれがどういう原因で起きて、どういう内容だったかというようなことをやります。その上で今度はやっぱり罪人出ます。これは担当者ばかりではなくて、やっぱり最高責任者も責任は負わなければいかんことになります。そういうような相当いろんな管理の仕事がふえてきますので、そういうようなことも覚悟の上でこの条文を改定されているのかどうかですね、そのために人をふやしてくれというわけには、これはいきませんよ。

ですから、そういうことも相当具体的に詰められた上でこういう……たった1行のことですけれどもね、たった1行のことですけれども、それはもう大変な仕事がふえてくるんだと。それからこれは罪人が必ず出ます。事故がないなんてことはありません。そうすると、必ずそれはもう本当にまじめにやつたいいやつなんだけれども、そいつを罰しなければいかんことが起きます。そういうようなこともよく確かめられて。要するに現金で売るというのは、もう絶対いいことなんですよ、それでいっぺんでかたづくのですから。サービス悪いなあなんて文句言われたってかまわないじゃないですか、そのくらいのことはいいものつくれば……ね、何かそう思います。そこは相当検討をされているのだと思いますけれども、そのことはしっかりやりますなんて答えだけじゃこれはだめですからね。必ず事故が起きますからね、事故が起きたときにはえらいことになります。どうぞよくご検討ください。

松本分科会長 ありがとうございました。大変貴重なしかもおそらく今までにない経験をこれから覚悟しなければいけないわけでございますので、各法人におかれましては、きょううかがった非常に重要なご意見をこれからの中期計画、この目標に向けてそれが随所に発現できるように発現できるように、ひとつ案をつくっていただきたいと思います。

事務局側から何かございませんか、非常に今貴重なご意見をいただいたわけですけれども。何かありましたらどうぞ。

家畜改良センター理事長 ご指摘のところは本当に重く受けとめて、基本的に都道府県とか公益法人とかそういうところが入ってございますけれども、先ほどいろいろなことを考えてやりなさいよというご指摘、本当に持ち帰りまして真剣に考えたいと思います。

松本分科会長 具体的にどうやっていくんですかということは、今ちょっと言えないと思うんですけども、非常に基本的なところをうかがったわけでございますので、どうぞその点くれぐれもよろしくお願いをいたします。ありがとうございました。そのほか何かございましたらどうぞ。

(発言する者なし)

松本分科会長 ございませんでしたら、先ほど事務局からのスケジュールの説明にありましたとおり、次期期間開始までに中期目標、中期計画、それから業務方法書を策定する必要がございますが、策定に必要な評価委員会への諮問・答申の手続きにつきましては、私に一任させていただきたいと思うのでございますがいかがでしょうか、よろしゅうございますか。

(「意義なし」と言う者あり)

ありがとうございます。それではそのようにさせていただきます。

それでは、これで本日の議事につきましては終了いたしましたけれども、そのほか事務局から何か用意しているものはございますか。連絡事項でございますね、よろしくお願ひします。

文書課課長補佐 私の方から1点だけ申し述べさせていただきたいと思います。昨年の8月23日に開催されました農業分科会におきまして、平成16年度の財務諸表に対する意見といたしまして2つございました。1つは、財務諸表の記載に対して独法会計基準とその解釈の上から明らかにされていない部分もあり、この点は検討課題にすると。もう1つは、総務省の政・独委から示されている関心事項というのがあるんですけれども、これを踏まえて評価委員が十分に評価できるとともに、国民に対して説明責任を十分果たすことができる仕組み等を平成17年度中に構築するよう努力されたいと、このようなご指摘をいただいたところでございますが、この点につきまして平成17年度の年度評価に間に合うように、財務諸表の検討会の一環として意見交換を行いたいというふうに考えているところでございます。この意見交換の状況につきましては次回の農業分科会において説明をさせていただきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

生産局総務課長 私の方から連絡事項をさせていただきます。長時間にわたり大変熱心にご審議をたまわりましてありがとうございました。本日の分科会におきまして、後日、郵送で質問、答申をさせていただくという形でお願いいたしました案件につきましては、内容、数字などが固まり次第、皆様のお手元に送付させていただきますので、よろしくお願ひいたします。おおよその日程といたしましては、水資源機構の中期計画の変更、農畜産業振興機構と農林漁業信用基金の短期借入金の借り換えし、これらにつきましてはし3月中旬でございます。それから農林漁業信用基金の長期借入金につきましては4月、このような予定でございます。それから次回の分科会ですが、5月から6月上旬を予定しております。予定される議題といたしましては、中期目標期間の評価基準、それから各法人の平成17年度業務実績などについてでございます。

なお、本日の資料でございますが、卓上にそのまま置いておいていただければ事務局の方で後ほど郵送するように手配をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

松本分科会長 それでは、よろしゅうございますか。

委員、臨時委員及び専門委員の先生方には長時間にわたり大変ご熱心なご審議、まことにありがとうございました。本日は、これにて閉会としたいと思います。ありがとうございました。

午後 3時58分 閉会

